

見積書・納品書・請求書について

・宛名（申請者）

個人事業主

屋号又は氏名（フルネーム）又はその両方

法人

事業所名 ※法人格必須

2023年 9月 8日

見積書

高松〇〇株式会社 御中

下記のとおり見積り申し上げます。

51,200 円

有限会社〇〇

高松市〇町◎丁目□番△号

電話:087-8xx-xxxx

・明細及び金額

税抜金額が読み取れるか。

明細及び金額がその他の書類と一致する必要があります。

・発行者（業者）

所在地及び名称は見積書、納品書、請求書と一致するか。

発注書について

※ソフトウェアに関しては、発注書とは別に契約書(所有権などの権利関係のわかるもの)が必須です。

・宛名（業者）

見積書、納品書、請求書の発行者と一致するか。 ※法人の場合、法人格必須

2023年 9月 8日

発注書

有限会社〇〇 御中

下記のとおり発注いたします。

金 51,200 円

高松〇〇株式会社

高松市△町□丁目◇番◎号

電話:087-8xx-xxxx

・明細及び金額

税抜金額が読み取れるか。

明細及び金額がその他の書類と一致する必要があります。

・発行者（申請者）

個人事業主

屋号又は氏名（フルネーム）又はその両方

法人

事業所名 ※法人格必須

書類の日付に矛盾はないか

①完了払い（納品後支払い）の場合

見積日 ≤ 発注・契約日 ≤ 納品日 ≤ 請求日 ≤ 支払日 ≤ 口座引落日(クレジットカードの場合) ≤ 令和5年12月31日

②前払いの場合

見積日 ≤ 発注・契約日 ≤ 請求日 ≤ 支払日 ≤ 納品日 ≤ 口座引落日(クレジットカードの場合) ≤ 令和5年12月31日

③契約手付など前払いと完了払いが両方ある場合（クレジットカードを除く）

見積日 ≤ 発注・契約日 ≤ 請求日(契約手付分) ≤ 支払日 ≤ 納品日 ≤ 請求日(残代金) ≤ 支払日 ≤ 令和5年12月31日

※「≤」とは、「同日 又は より新しい日」を指します。